

## ヴォルフの国際法理論(三) : 意思国際法概念を中心として

柳原, 正治  
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1933>

---

出版情報 : 法政研究. 58 (1), pp.39-69, 1991-12-20. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# ヴォルフの国際法理論（三）

——意思国際法概念を中心として——

柳 原 正 治

はじめに

第一章 ユース・ゲンティウム概念の歴史

第一節 グロティウス以前の時代（以上五六卷一号）

第二節 グロティウス

第三節 グロティウス以後の時代（以上五六卷二号）

第二章 ヴォルフの国際法理論

第一節 国際法（ユース・ゲンティウム）概念の「自立性」（以上本号）

第二節 自然状態・社会・国家

第三節 世界国家の構想と機能

第四節 意思国際法の構想と機能

第三章 ヴォルフの国際法理論の受容

おわりに

## 第二章 ヴォルフの国際法理論

## 第一節 国際法（ユース・ゲンティウム）概念の「自立性」

## 一 方法上の出発点

ガッサンディ、パスカル、ホッブズ、デカルト、ヴァイゲル、ライプニッツなど当時の多くの著名な学者と同様、ヴォルフもまた、第一次的には数学者であると同時に、精神諸科学の諸問題を論じる学者でもあった。むしろ、当時の学者にとって自然諸科学と精神諸科学との垣根は現在考えられるほど高くはなかったと言ったほうが正しいかもしれない。<sup>1)</sup> ヴォルフの生涯を振り返ってみた場合、その前半においては数学を始めとする自然諸科学に関連する著作が多くみられるのに対して、一七二三年にハレを追放されて以降は、哲学に関する著作群が中心を占めるようになっていく。そのなかで、哲学のうちの実践哲学の一部と捉えられる自然法論は、一七四〇年から四八年にかけて出版された『科学的方法によって考察された自然法』（以下『自然法』と略称）という、全八巻に及ぶ浩瀚な著作のなかで集大成されている。そして、ヴォルフの考えでは自然法論と密接な関係にあるとされる国際法（ユース・ゲンティウム *jus gentium*）論は、一七四九年に公刊された『科学的方法によって考察された国際法』（以下『国際法』と略称）のなかで初めて全面的に展開された。このとき、ヴォルフすでに七〇歳、死の五年前のことであった。ヴォルフが国際法論を包括的なかたちで論じているのは、この著作——および、その一年後に出版された要約『自然法および国際法要論』（以下『要論』と略称）——に限られる。もっとも、それ以前にも、部分的なかたちではあるが、ユース・ゲンティウム（国際法）概念を取り上げている著作物はいくつか存在する。すなわち、

- 一 『正義および法について』第一法文第三分節および第九法文以下に基づく自然法・ユース・ゲンティウム・市民法の概念について（一七二九年）（以下「概念」論文と略称<sup>3)</sup>）

二 「婢ではない哲学について」(一七三〇年) (以下「哲学」論文と略称<sup>4)</sup>)

三 「グロティウス『戦争と平和の法』への序文」(一七三四年) (以下「序文」論文と略称<sup>5)</sup>)

四 『普遍数学や哲学およびフーゴー・グロティウスの戦争と平和の法に関するヴォルフの講義体系』(一七三五年) (以下『講義体系』と略称<sup>6)</sup>)

五 『科学的方法の必要性および自然法とユース・ゲンティウムの真の効用に関する計画』(一七四一年) (以下『計画』と略称<sup>7)</sup>)

などがそれである。

これら、哲学に関するヴォルフの全著作を通じて一貫してとられているのが、「科学的方法(methodus scientifica)」

——「論証的方法」<sup>9)</sup>、「数学的方法」<sup>9)</sup>、「哲学的方法」などともよばれる——である。<sup>10)</sup> ヴォルフの処女論文である、一七

〇三年の『数学的方法によって記述された普遍実践哲学』においてすでに、この方法は明確に打ち出されていた。<sup>11)</sup>

それは、一六世紀から一七世紀にかけて精神諸科学の分野でなされた方法上の革新、つまり「幾何学的方法

(mos geometricus)」ないしは「数学的方法(mos mathematicus)」を發展させたものと考えられる。この幾何学的

方法とは、数学における公理と同じ明証性をもつもののみを精神諸科学上の原理とみなす、という立場のことである。

自然法論へのこの方法の適用は、ホッブズ、ヴァイゲル、ライプニッツ、プーフェンドルフらによって、本格的に開

始された。<sup>12)</sup> ヴォルフは、チルンハウスおよびライプニッツの影響をもっとも強く受けて、この方法を發展させ、経験

主義的要素をいっさい排除して、法律学と幾何学・数学との形式上の類似性を徹底させた「科学的方法」を打ち出し

たのである。<sup>13)</sup> それは、矛盾律と充足理由律の二つを認識の基本原理とし、三段論法の規則<sup>14)</sup>を用いて、「論証済みのこと

から必然的な結論として導き出されることのみを真実とする」という、<sup>15)</sup> 演繹の方法のことである。この方法によって、

生活の細部に至るまでの「もろもろの概念や命題の一貫した詳細な体系」<sup>16)</sup>、もろもろの真理の「連関(nexus)」が追

求される。<sup>(17)</sup>

ところでヴォルフは、ライプニッツ宛の書簡のなかで、実践哲学の領域において熱心に読んだ著作物として、イギリスの宗教学家にして倫理学者カンバランドのほかに、グロティウスとプーフェンドルフのものを挙げて<sup>(18)</sup>いる。また、自然法論や国際法論に関する著作群のなかでも、グロティウスとプーフェンドルフを高く評価している箇所が多くみられる。『国際法』のなかでは、とりわけグロティウスを引用している箇所が数多く存在する。<sup>(19)</sup>「概念」論文においては、自分の考える国際法はグロティウスのユース・ゲンティウム（国際法）概念と同一であると断言している。<sup>(20)</sup>さらにヴォルフは、「序文」論文においては、将来自己の方法に基づいて自然法と国際法に関する著作を著すつもりであるが、そのさいにグロティウスの理論にどれくらい多く依拠しているかが明らかになるはずである、と明言している。<sup>(21)</sup>以上の諸事実から明らかかなように、実践哲学、そのなかでも自然法論や国際法論の形成にあたって、ヴォルフが、プーフェンドルフ、とりわけグロティウスに多くの点で依拠したことはまちがいない。<sup>(22)</sup>

他方でヴォルフは、グロティウスとプーフェンドルフを、科学的方法が欠如しているという理由で痛烈に批判する。たとえばグロティウスについては、『講義体系』において、次のように批判する。

「グロティウスは通俗的な方法 (mos vulgaris) に基づいて執筆しました。というのも、かれは科学的方法を知らなかったからであります。すなわち、われわれより以前に、その方法を学説を論じるさいに用いた者はだれもいませんでした。しかし、重要な理論を完全に確実に理解することは至極大切でありますから、著者「グロティウス」の欠けている点を補い、われわれの哲学上の諸原則によって、必要な光明を注ぎ込むのは、われわれの義務であります。<sup>(23)</sup>」

同じ批判は、『計画』および『国際法』においても繰り返しなされている。<sup>(24)</sup>

また、プーフェンドルフに対しても同様の批判がなされている。ヴォルフは、科学的方法論を用いる理由を述べた

とかれみずから認めている<sup>(25)</sup>一七四〇年の『自然法』のプロレゴメナの冒頭において、プーフェンドルフを名指しで批判する。

「一般にはプーフェンドルフが自然法を証明したといわれている。しかしながら、そのように判断する人びとは、論証的方法を十分知らないということのみならず、示していることになる。数学やわれわれの哲学上の諸著作に精通した人びとならば、そうした判断がいかに真実とかけ離れているかを十二分に理解するだろう。」<sup>(26)</sup>

以上のようにヴォルフは、科学的方法を用いて学説を論じたのは、グロティウスやプーフェンドルフではなく、自分が最初である、という認識にたっている。グロティウスには、法を取り扱うにあたって数学との類比を行おうとする態度がみられることがあるものの、方法として確立されるまでには至っていない<sup>(27)</sup>。この点には今日ほぼ異論がないであろう<sup>(27)</sup>。ところが、プーフェンドルフについては、すでに述べたように、「幾何学的方法」を自然法論へ適用しようという意図が明らかに窺える。ヴォルフの科学的方法は、このプーフェンドルフや、さらにはホップズやヴァイゲルやライプニッツらのとった「幾何学的方法」を発展させたものと捉えられるのである。ただ、ヴォルフの自己認識によれば、かれのとる方法とかれ以前の学者たちのとる方法との間には、断絶が存在するということになる<sup>(28)</sup>。

この認識が正当であるかどうかは別として、ヴォルフは、かれ自身は独自と捉えている方法に基づいて、かれ独自の自然法論および国際法論を展開しようとしている<sup>(29)</sup>。そのさい、自然法論および国際法論——さらには実践哲学全体——の基礎となっているのが、「完全性（Vollkommenheit, perfectio）の原理」である。これは、自己および自己の状態——著作によっては、他人および他人の状態をも含む<sup>(30)</sup>——を一層完全なものに行なうべきであり、それらを一層不完全なものに行なうべきではない、という原則である<sup>(31)</sup>。ただ最大の完全性は神に固有なので、人間が達成しうる最大の善、つまり「至福（Seligkeit, beatitudo）」は、一層大きな完全性へ向けて妨害されることな

く前進していくということである。<sup>(32)</sup> すべての法、さらには国家も、人間の社会的欲求や社会性という人間本性ではなく、この完全性の原理から演繹される。<sup>(33)</sup>

## 二 ヴォルフにおける国際法（ユース・ゲンティウム）概念の変遷

ヴォルフの国際法（ユース・ゲンティウム）概念については、時代によりかなりの変遷がみられる。かれがユース・ゲンティウム概念を最初に本格的に取り上げたのは、一七二九年の「概念」論文<sup>(34)</sup>においてである。この論文は、古代ローマ法における自然法、ユース・ゲンティウム（万民法）、市民法の三つの概念を説明することを主たる目的として執筆されたものである。<sup>(35)</sup> このなかでかれは、戦争、奴隷、契約などについて、自然状態に生存する個々の人格とみなされる国家の間で正当（*fas*）とされることが、かれの考える本来の意味でのユース・ゲンティウムである、と述べている。<sup>(36)</sup> これに対して、自然法は、人間と獣に共通な法や人間にのみ固有な法（「人間個々にかかわるユース・ゲンティウム」、および、人間が関心をもたないとみなされること（「獣に固有な法」）、を指す。<sup>(37)</sup> このユース・ゲンティウムと自然法は、ともに普遍的に妥当するという意味で共通法であるとされるが、<sup>(38)</sup> この二つの法の関係については詳論されていない。たんに、ユース・ゲンティウムは、自然法のように不変ではない、また、自然法に反することはできない、と述べているにとどまる。<sup>(39)</sup> ともあれヴォルフは、この論文のなかでは、国家間関係を規律する法として、ユース・ゲンティウム（国際法）のみを考えている。そして、そのユース・ゲンティウムをそれ以上細分することはしていない。

ところがヴォルフは、翌年発表した「哲学」論文においては、これと若干異なるユース・ゲンティウム論を展開している。すなわち、ユース・ゲンティウムが、自然状態に生存する人格とみなされる国家の相互関係を規律する法である、というかぎりでは変わりはない。ところがこの論文では、このユース・ゲンティウム（国際法）が、必然的国

際法 (Jus Gentium necessarium) と任意的国際法 (Jus Gentium arbitrium) の二つに分類されている。必然的国際法とは、国家に適用された自然法であるのに対して、任意的国際法は、市民法が自然法から形成されるのと同じ方法で、自然法から形成されるもの、と捉えられる。<sup>(40)</sup> このようなかたちで国際法を二分する考え方は、一七三五年の『講義体系』においてもとられる。すなわちヴォルフは、国家間の関係を規律するのは、自然法と、実定法であるユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウム (意思国際法) の二つであるとし、後者は、ウルピアヌスが市民法と自然法との関係について示した方法に基づき、自然法から形成されると考える。<sup>(41)</sup> まとめていえば、ヴォルフは、これら二つの著作物においては、自然状態に生存する人格としての国家の相互関係を規律する法として、必然的国際法 (または自然法)、および、任意的国際法 (または意思国際法)、の二種類を考えているのである。前者は、国家間関係に適用された自然法、後者は、「自然法と全面的に異なるわけではないし、すべての点で同じであるわけではない」<sup>(42)</sup> 実定的な法、とされる。

さらに、ヴォルフがユース・ゲンティウム論を本格的に展開する一七四九年の『国際法』においては、以上のいずれの著作物におけるものとも若干異なる、精緻な概念が提示される。この著作においても、ユース・ゲンティウムを、自然状態に生存する自由な個々の人格である国家の相互の義務や権利を規定する法と捉える点では、それまでと異なる<sup>(43)</sup> ところはない。<sup>(44)</sup> 異なる点は二つあり、それは一言でいえば、ユース・ゲンティウム (国際法) 概念の「自立性 (autonomie)」<sup>(44)</sup> ということで特徴づけられる。まず第一にヴォルフは、ユース・ゲンティウムとは本来、諸国家 (Gentes, sive populi) に適用された自然法にほかならないとするが、その国家間に妥当する自然法、つまりヴォルフが「自然国際法 (Jus gentium naturale)」と呼ぶ法は、<sup>(45)</sup> 私人間の自然法と完全に同一ではない、とする。この点は、ヴォルフのそれまでの著作物においては明示されていなかったし、また、後にヴァッテルも指摘しているように、<sup>(46)</sup> ヴォルフ以前のどの学者においても明確に意識されていないことである。すなわち、ヴォルフのこの著作において初



めて、個人間に適用される自然法と国家間に適用される自然国際法との違いが認識され、ここにユース・ゲンティウム（国際法）が国家間に固有な法として、その自立性を確保するに至ったのである。第二に、ヴォルフは、自然国際法以外のユース・ゲンティウムとして、国家の想定された同意（*consensus praesumptus*）に基づく意思国際法（*jus gentium voluntarium*）、国家の明示の同意に基づく協定国際法（*jus gentium pactium*）、国家の黙示の同意に基づく慣習国際法（*jus gentium consuetudinarium*）の三種類の「実定国際法（*jus gentium positivum*）」の存在を認める。<sup>(47)</sup>このように整備されたかたちでユース・ゲンティウム概念のなかに三種類の実定国際法を認めるといふ点も、ヴォルフのこの著作が最初であるといえる。以下、こうした国際法（ユース・ゲンティウム）概念の「自立性」を個別に詳しく検討することにした。

### 三 国際法（ユース・ゲンティウム）概念の「自立性」

(1) 自然法と自然国際法の相違 ヴォルフは、国際法論を「諸国家が相互に有し合う権利、および、それに対応する諸義務に関する知識（*scientia*）」と定義する。<sup>(48)</sup>すなわち、ヴォルフの考える国際法論は、自然法論<sup>(49)</sup>と同様、もろもろの権利義務を包括的に扱う学問である。さらにそれは、権利は義務から生まれるということからすれば「義務の体系（*System der Pflichten*）」<sup>(50)</sup>をなしているといえる。<sup>(51)</sup>こうした国際法は、ヴォルフによれば、第一次的には、諸国家に適用された自然法、つまり自然国際法である。かれはそのことをつぎのように説明する。諸国家は、自然状態に生存する自由な個々の人格のごときものとみなされる。<sup>(52)</sup>ところで、自然状態においては、人間は自然法上の権利（*ius naturale*）しか有していない<sup>(53)</sup>（そこで、自然状態において人間は自然法（*lex naturae*）によってのみ支配される、という<sup>(54)</sup>ことになる）。したがって、諸国家もまた、元来、自然法上の権利しか有していない。その結果、国際法は元来、諸国家に適用された自然法（*Jus naturae*）——つまり自然国際法——以外のなものでもない。<sup>(55)</sup>この三段論法による証

明に明らかのように、個々の人間間であれ、個々の国家間においてであれ、自然状態においては、自然法上の権利、ひいては自然法のみが妥当する、という認識は共通している。それでは、自然法と自然国際法との相違はどこに求められるのであろうか。

ヴォルフはこの問いに対して、人間の「本性 (natura)」と国家の「本性」が同一でないために、両者の法の間には「一種の相違」が生じる、と述べている。<sup>56</sup> すなわち、自然的な個体 (individua physica) としての人間の本性と、倫理的な人格 (personae morales) としての国家の本性は、異なるということである。<sup>57</sup>

ヴォルフは、倫理的人間 (homo moralis) と物理的人間 (homo physica) の区別をする。倫理的人間とは、倫理的な人格としての人間、つまり権利義務の主体と捉えられた人間である。<sup>58</sup> これに対して物理的人間とは、肉体を有する人間 (carnalis homo) と魂を有する人間 (spiritualis homo) のことである。<sup>59</sup> 要するに物理的人間とは、肉体と魂を有する、一個の実体的な人間のことである。この物理的人間が権利義務の主体となるときに倫理的人間と捉えられることになる。ヴォルフによれば、人間にはこうした両面性がある。<sup>60</sup> さきの、自然的な個体としての人間とは、前者の物理的人間と考えられる。

これに対して、国家はどのように考えられるのであろうか。ヴォルフは、「全体としての国家 (integra civitas)」または「国家における全体 (universitas in civitate)」を倫理的な人格とみなしている。<sup>61</sup> すなわち、かれによれば、国家は一体としてみた場合、倫理的な人間と同様、倫理的な人格と捉えられるのである。ヴォルフは、プーフENDORFのよるような、単一の倫理的な人格と複合的な倫理的な人格の区別をしないので、倫理的な人格と考えられるかぎり、人間と国家は完全に同一ということになる。<sup>62</sup>

ただ、つぎの点には注意する必要がある。人間の場合にはそもそも物理的人間が存在していて、それが権利義務の主体と捉えられるときに、倫理的な人間とみなされることになる。これに対して国家の場合には、物理的人間に対応す

るような、「物理的国家 (Gens physica, civitas physica)」といったものがそもそも存在していて、それが権利義務の主体と捉えられるときに、倫理的人格としての国家とみなされるといふわけではけっしてない。倫理的人格としての国家——倫理的人間に対応させて、「倫理的国家 (Gens moralis)」と呼ぶこともできよう——は、社会契約によって初めて成立する<sup>(63)</sup>。いいかえれば、国家は社会契約によって成立し、それによって一定の権利義務の主体とされ、そのかぎりで倫理的人格と捉えられるのである<sup>(64)</sup>。

ヴォルフは、以上の点に人間の本性と国家の本性の相違を見いだす。かれによれば、権利義務はその主体によって許されているようにしか存在しえないので、個人の自然法上の権利義務が諸国家に適用されると——つまり、自然国際法になると——、それらの権利義務は、ある新しい形態をとることになる。そこでヴォルフは、人間の本性と国家の本性の相違のゆえに、個人間に適用される自然法と国家間に適用される自然国際法は完全に同一の法といふわけではない、とするに至ったのである。

ヴォルフは、たとえば、自己保存義務の例を挙げる。人間は本性上自己保存の義務を負うのに対して、国家はその国家形成の「合意」つまり社会契約から、自己保存の義務を負う。このように、自己保存義務の淵源がまず異なっている<sup>(65)</sup>。また、人間の保存が要求することと、国家の保存が要求することとは、異なっている。それは、そもそも物理的な個体として存在する人間と、そもそも倫理的存在として存在する国家との違いによる。すなわち、具体的には、人間の保存とは自己の身体と生命の保存に存するの<sup>(66)</sup>に対して、国家の保存は、国家への結合<sup>(67)</sup>の維持に存する<sup>(68)</sup>。というのも、人間の身体と生命の保存なくしては、物理的な個体としての人間は存続しえないの<sup>(69)</sup>に対して、国家は国家契約という合意により成立している以上、国家への結合、つまり社会契約が存在しなくなれば、国家も当然存在しなくなってしまうからである<sup>(69)</sup>。

以上のように、ヴォルフは、人間と国家の本性の相違を理由として、自然法と自然国際法は完全に同一の法といふ

わけではないとする。前章第三節で詳しく論じたように、ホッブズやプーフエンドルフを代表者として、一七世紀から一八世紀中葉までの多くの学者は、人間の自然法と国家間の自然法<sup>II</sup>ユース・ゲンティウム(国際法)とを、概念上は分類しつつも、内容的には同一である、とする考え方をとっていた。ヴォルフが、最初であるかどうかは別として、これら二つの法を内容的にも異なると明確に捉えたことは疑いようのない事実である。ここに、ユース・ゲンティウム(国際法)が国家間に固有な法として、その自立性を確保するに至ったといえる(国際法概念の「自立性」の第一点)。

(2)実定国際法 ヴォルフは、自然国際法のほかに、意思国際法、協定国際法、慣習国際法の三種類の実定国際法の存在をも認める。ここに、自然法と内容的に同一視されるユース・ゲンティウムのみを認め、自然法と異なる独自の実定法としてのユース・ゲンティウムは存在しないとす、プーフエンドルフを始めとする、いわゆる「自然法学派」との違いは決定的である。このように自然国際法と実定国際法をともに認めることは、「国家」間の関係を規律する法として自然法と意思法——主としてユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウム——の二つを認めているグロティウスに倣っているとして、ヴォルフはときとして「グロティウス学派」の一員であると称されることがある<sup>(10)</sup>。たしかに、グロティウスにおける自然法と意思法の二分それ自体は、ヴォルフにおいて自然国際法と実定国際法というかたちで継承はされている。しかしながら、「国家」についての理解が両者で異なる点は別としても、グロティウスのユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウムと、ヴォルフの実定国際法、とりわけ意思国際法(ユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウム)とが決定的に異なっている、という点を看過してはならない。前述したように、ヴォルフはグロティウスにおける体系の欠如を批判するのであるが、そのさいの主たる攻撃対象は、グロティウスのユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウム概念である。

「グロティウスには体系が欠如しているので」ユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウムが、慣習国際法と一つに混合され、そのなかでは妥当な (probi) 慣習と悪い (improbi) 慣習との区別はなされなかった。」<sup>(71)</sup>

ただヴォルフは、グロティウスが「国家」間において自然法のみではなく、実定法も妥当としたことについては評価し、グロティウスのユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウムについての理論も、「正しい仕方では理解されるならば、十分に証明さ」れる、と述べている。<sup>(72)</sup>ここに、意思国際法と慣習国際法とを区別しようという、ヴォルフの強い意図は明確に現れている。

さらにヴォルフは、かれ以前の幾人かの学者たち——たとえば、セルデン、ズーチ、ラッヘル、ライプニッツ、バインケルスフック、モーザーなど——が、ユース・ゲンティウムとして、条約と慣習の二つを認めていたこと——もつとも、前章第三節で述べたように、それらの内実、理論的な裏付けはそれぞれの学者で異なっていたが——をも踏まえて、意思国際法と慣習国際法のほかに、協定国際法を加えて、「想定された同意」、「明示の同意」、「黙示の同意」に基づく、三種類からなる実定国際法概念を打ち出した。<sup>(73)</sup>こうしたかたちで三種類の実定国際法を認めたこと、さらには、以下に述べるように、それぞれの実定国際法概念を明確に定義づけたことは、ヴォルフ以前の学者にはみられなかった点である。とりわけ、グロティウスのユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウムと異なるとされる意思国際法概念は、ヴォルフ独自のものと考えられる。以下では、まず協定国際法と慣習国際法について簡単に検討し、ついで、意思国際法概念の重要性・独自性に触れることにしたい。

協定国際法とは、二または三以上の国家の間で締結された「合意 (pactum)」のことである。特殊なものとしては、永盟条約 (foedera)、<sup>(74)</sup>同盟条約 (pactiones)、<sup>(75)</sup>休戦条約 (induciae, pactio induciarum)、<sup>(76)</sup>講和条約 (pactio pacis) などがある。<sup>(77)</sup>これらの協定国際法は、「合意が守られるよう命じる自然法から法的妥当性 (firmitas) を有する。」<sup>(78)</sup>ここに

に、「合意は拘束する」の原則が妥当する。<sup>(80)</sup>

ローマ法においては、単なる合意 (*nudum pactum*) は市民法上の訴権を生じないとされたが、その後カノン法やゲルマン法の影響の下にそのことは変更され、単なる合意の拘束力が承認されるに至る。<sup>(81)</sup> 「合意は拘束する」の原則は、すでにグロティウスにおいてもみられたし、プーフェンドルフも「自然法上のもっとも神聖な戒律」としてこの原則を承認していた。<sup>(83)</sup> ヴォルフもまた、こうした伝統に則ってこの原則を承認する。ヴォルフはこの原則の妥当を「約束 (*promissiones*) は拘束する」の原則により基礎づける。<sup>(84)</sup> すなわち、約束とはある物を他人に給付するという意思表示であり、そのさい給付するよう約束者に強要する権利も譲渡される。<sup>(85)</sup> したがって、約束者は被約束者に完全な義務を負うことになる。<sup>(86)</sup> そこで、約束は拘束する。<sup>(87)</sup> 合意とはそうした約束を含むのであり、<sup>(88)</sup> したがって、合意もまた、拘束力を有すると考えられる。完全な約束しか考えられない以上、<sup>(89)</sup> 合意もまたつねに拘束する。<sup>(90)</sup>

協定国際法も合意である以上、つねに拘束力を有することになる。ただし、それがまさに合意であるということからして、合意した国家に限り、かつ、合意した事項に限り、遵守されるべきである。<sup>(91)</sup> したがって、協定国際法は、一般国際法ではなく、特別国際法 (*jus gentium particulare*) とされる。<sup>(92)</sup>

慣習国際法についても協定国際法と同様の構成がとられる。<sup>(93)</sup> というのも、合意には、明示の合意と黙示の合意が存在し、<sup>(94)</sup> 前者に協定国際法が、後者に慣習国際法が対応するからである。<sup>(95)</sup> 慣習国際法は、長期間の使用と法のごとく遵守されていること、という二つの要件により成立する。<sup>(96)</sup> 慣習国際法に反する行為は、国家に帰属する完全な権利に反しているので、不正 (*injuria*) とみなされる。<sup>(97)</sup>

ところで、この慣習国際法には、許容された (*licitum*) ものと、禁止された (*illicitum*) ものとが存する。<sup>(99)</sup> ヴォルフは、「あの法」[「自然国際法」]の厳格さに反する、諸国家の慣習に、なんらかのことを認めるべきではなく、<sup>(100)</sup> 自然法上の規則と異なる慣習は不法 (*iniqnus*) とみなされるべきである、<sup>(102)</sup> と述べている。<sup>(102)</sup> すなわち、自然法と合致する慣習が

許容された慣習国際法であり、自然法に反する慣習が禁止された慣習国際法とみなされるということである。ヴォルフは、一つの誤りが次々と連鎖反応をおこすように、自然法に対する不知のゆえに、野蛮な国々で行われていた禁止された慣習が、より徳の高い (moratores) 国々へと波及していく恐れがあることを危惧している。<sup>(103)</sup> ヴォルフがグロティウスのユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウム概念を批判するのも、実はこうした危惧によるところが大きい。グロティウスがユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウムに属するとするものなかに、真の権利を与えていない、<sup>(104)</sup> 禁止された慣習が、許容された慣習と未分化のまま包摂されてしまうからである。<sup>(105)</sup> その一例としてヴォルフは、敵はすべて殺傷してもよいという、——ヴォルフによれば——慣習国際法を挙げている。<sup>(106)</sup>

協定国際法と慣習国際法はともに特別国際法とみなされるのであるが、<sup>(107)</sup> もっぱらそれらの法が規律するとされる領域が存在する。使節に関する法領域がそれである。「現存する、使節についての法は、ほとんどすべて慣習法と協定法<sup>(108)</sup> に関係つ」けられる。また、「慣習国際法によって、使節の権利であれ、または、使節の威厳や称号であれ、自然法に帰属しない多くのことが導入された」のである。<sup>(109)</sup> 具体的には、常駐使節<sup>(110)</sup>、使節の特別代表としての性格、<sup>(111)</sup> 治外法権<sup>(112)</sup> などが、協定国際法または慣習国際法に基づく。

ところが、これら二つの法は、「事実 (facti)」であるので「国際法学 (scientia Juris Gentium)」の対象ではなく、「歴史」の対象にすぎないとされる。<sup>(113)</sup> ヴォルフは、つぎのように説明する。

「…合意に由来する、または、慣習に帰せられる、いくつかの国家に固有の、特別法を扱うことは、われわれの計画に合致していないので、しない。学問 (scientia) に属すことは、特別法には適合しないのである。<sup>(114)</sup>」

ヴォルフによれば、協定国際法と慣習国際法という特別国際法は、科学的方法に基づいて研究されるべき国際法学の

対象とはなりえず、事実記述としての歴史の対象とされるのである。したがって、これらの法に基づく現象は、原則としては、かれの著作においては考察の対象とはされないことになる(もっとも、前述のように、使節に関する法はほとんどこれらの法に基づくとされるといった例外はあるが)。この点においては実は、同盟条約を歴史の対象としたプーフェンドルフと同一である、ということになる。ただし、ヴォルフが協定国際法と慣習国際法の存在を一般的に承認したこと、さらには、それらの法は強制権をともなう完全な権利を相手国に与えること、には注意しなければならぬ。実定国際法の存在を一般的に否定し、ユース・ゲンティウムは自然法と内容的に同一なので、あえてユース・ゲンティウム論を独自に展開する必要はないとしたプーフェンドルフらに対するアンチ・テーゼとしての意味は、強調されてしかるべきであろう。<sup>(115)</sup>ここにヴォルフは、プーフェンドルフやトマジウスのように、自然法とユース・ゲンティウムを一冊の本において扱うことをせずに、<sup>(116)</sup>『自然法』と『国際法』という二つの別の著作にすることにより、自然法と、<sup>(117)</sup>—実定国際法をも含む—国際法(ユース・ゲンティウム)が相異なる二つの法であることを明瞭に示したのである。

さらにヴォルフは、グロティウスのユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウムとは異なる、「正しい仕方

理解される」ところのユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウム(意思国際法)を、実定国際法の一つとして、かつ、協定国際法や慣習国際法とは異なり、一般国際法として、構想する。この、一般、実定、国際法としての意思国際法こそが、科学的方法に基づく研究対象となりうる実定国際法である。ヴォルフにおける国際法(ユース・ゲンティウム)概念の「自立性」の第二点ということとして念頭におかれているのは、実定国際法のうちでも、協定国際法や慣習国際法ではなく、この意思国際法である。そこで、この法については、節を変えて詳しく論じることにした。



\* ヴォルフの著作物の引用は、原則として一九六二年以降刊行された全集版 (Christian Wolff, *Gesammelte Werke*, Hrsg. & bearb. von J. Ecole et al. (Hildesheim etc., 1962ff). フォー G. W. の略称を用いる。なお「ちんぎん」の邦 (∞) 参照) にする。本文の注で引用するものは、フォのよみな略称を用いる。フォは、

PPUC : “Philosophia practica Universalis, Mathematica methodo conscripta,” Ch. Wolff, *Meletemata mathematico-philosophica quibus accedunt dissertationes* (Halle, 1755) [G. W., II. 35] (Hildesheim/New York, 1974), Sectio II, Num. I.

Dt. Logik : *Vernünfftige Gedancken von den Kräften des menschlichen Verstandes und ihrem richtigen Gebrauche in Erkenntniß der Wahrheit* (Halle, 1713) [G. W., I. 1] (Hildesheim/New York, 1965).

Dt. Metaphysik : *Vernünfftige Gedancken von Gott, der Welt und der Seele des Menschen, auch allen Dingen überhaupt* (11. Aufl.; Halle, 1751) [G. W., I. 2] (Hildesheim etc., 1983).

Dt. Ethik : *Vernünfftige Gedancken Von der Menschen Thun und Lassen, zu Beförderung ihrer Glückseligkeit, den Liebhabern der Wahrheit mitgetheilet* (4. Aufl.; Frankfurt/Leipzig, 1733) [G. W., I. 4] (Hildesheim/New York, 1976).

Dt. Politik : *Vernünfftige Gedancken von dem gesellschaftlichen Leben der Menschen, und insonderheit dem gemeinen Wesen, zu Beförderung der Glückseligkeit des menschlichen Geschlechtes* (4. Aufl.; Halle, 1736) [G. W., I. 5] (Hildesheim/New York, 1975).

Nachricht : *Ausführliche Nachricht von seinen eigenen Schrifften* (2. Aufl.; Frankfurt/M., 1733) [G. W., I. 9] (Hildesheim/New York, 1973).

De notione juris naturae, gentium & civilis juxta l. 1. 3. & l. 9. ff de Justitia & Jure,” Ch. Wolff, *Horae subsecivae Marburgenses anni 1729, trimestre brumale* (Frankfurt/Leipzig, 1729) [G. W., II. 34-1] (Hildesheim etc., 1983).

De Philosophia : “De Philosophia non ancillante,” Ch. Wolff, *Horae subsecivae Marburgenses anni 1729, trimestre autumnale*(Frankfurt/Leipzig, 1730) [G. W., II. 34-1] (Hildesheim etc., 1983).

Ontologia : *Philosophia prima, sive Ontologia methodo scientifica pertractata* (ed. 3.; Frankfurt/Leipzig, 1736) [G. W., II. 3] (Hildesheim, 1962).

- Praefatio ad JBP : "Praefatio ad Grotium de Jure belli ac pacis," H. Grotius, *De jure belli ac pacis libri tres* (Marburg, 1734). (『法学』 Ch. Wolff, *Meletemata mathematico-philosophica quibus accedunt dissertationes* (Halle, 1755) [G. W., II. 35] (Hildesheim/New York, 1974), Sectio III, Num. X 参照) )
- Ratio : *Ratio praelectionum Wolfianarum mathesis et philosophiam universam et opus Hugonis Grotii de jure belli et pacis* (Halle, 1735) [G. W., II. 36] (Hildesheim/New York, 1972).
- PPU : *Philosophia practica universalis methodo scientifica pertractata, duo partes* (Frankfurt/Leipzig, 1738-9) [G. W., II. 10-1] (Hildesheim/New York, 1971, 1979).
- JN : *Jus naturae methodo scientifica pertractatum*, 8 Bde (Leipzig, 1740-8) [G. W., II. 17-24] (Hildesheim/New York, 1968-72).
- Programma : *Programma de necessitate methodi scientificae et genuino usu juris naturae ac gentium* (Halle, 1741). (『法学』 Ch. Wolff, *Meletemata mathematico-philosophica quibus accedunt dissertationes* (Halle, 1755) [G. W., II. 35] (Hildesheim/New York, 1974), Sectio III, Num. XIV 参照) )
- JG : *Jus gentium methodo scientifica pertractatum* (ed. 2.; Frankfurt/Leipzig, 1764) [The Classics of International Law, 13-1] (Oxford/London, 1934). (『法学』全集訳 (Halle, 1749 [G. W., II. 25] (Hildesheim/New York, 1972)) 参照) )
- Institutiones : *Institutiones juris naturae et gentium* (Halle, 1750) [G. W., II. 26] (Hildesheim, 1969).
- Lebensbeschreibung : H. Wuttke (Hrsg.), *Christian Wolffs eigene Lebensbeschreibung* (Leipzig, 1841) [G. W., I. 10] (Hildesheim/New York, 1980).
- (1) M. Stolleis, *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland* (München, 1988), I, 272. 法学』田・ホルケナウ (水田洋他訳) 『封建的世界像から市民的世界像へ』 (みすず書房 一九六五年) 一三三—四六頁などを参照。
- (2) ヴォルフの生涯について簡単に触れておくことにしたい。それは大きく四つに分けることができる。
- ① (一六七九年—一七〇六年) ヴォルフは一六七九年一月二四日、シュレージエンの、経済活動の盛んな大都市ブレスラウにおいて、皮なめし工の息子として生まれた。マグダレーネ・ギムナジウムで、アリストテレース、トマス・アクィナス、スコラ学などを学ばせられた。師ノイマン (C. Neumann, 1648-1716) の影響もあり (ノイマンはイエーナ

でヴァイゲルに学んだ)、デカルト、ベーコンの哲学や数学に親しんだ。一六九九年イエーナ大学に進む。ここでヴォルフは、数学や哲学などを学んだ。方法的には、チルンハウス (E. W. v. Tschirnhaus, 1651-1708) の『精神医学 (Medicina mentis)』(一六八七年)にひかれ、数学的証明を哲学の諸問題に応用することが、以後の重要な課題となった。ついで一七〇二年、ライプツィヒ大学に進み、翌年『数学的方法によって記述された普遍実践哲学 (PPUC)』によって教授資格を得る。この処女論文は、数学的方法といつかの方法論を決定づけ、チルンハウスやライプニッツの賞賛を受けた。一七〇三年から六年にかけて、ライプツィヒ大学で私講師として、哲学・神学・数学の講義を行なった。この間ライプニッツと知己になり、一七〇四年から文通を開始し、ライプニッツの死の一七一六年まで続く。

② (一七〇六年—二三年) 一七〇六年ヴォルフはライプニッツの推薦により、プロイセンのハレ大学の数学担当教授に就任した。最初は、数学と物理学、その後一七〇九年からは、哲学も講じるようになった。一七年には正教授、さらに二〇年には学長代理となった。このハレ時代にヴォルフは、七一冊の著作物を刊行したが、そのうち六三冊は数学・自然科学に関するものであり、当初はヴォルフは数学者として著名であった。もっとも、哲学に関する著作がなかったわけではない。かれは、まず一七一八年の『普遍数学や哲学に関するヴォルフの講義体系』(この著作はその後、第八章を付け加え、書名も『普遍数学や哲学およびフーゴー・グロティウスの戦争と平和の法に関するヴォルフの講義体系』(Ratio)と変更して、一七三五年に出版された)において、かれの全体系の初めてのプランを示した。それは、論理学・形而上学(本体論など)・心理学・自然神学・物理学などからなる理論哲学と、普遍実践哲学・自然法論・倫理学・家政学・政治学などからなる実践哲学とに分類される、壮大な体系であった。このプランに基づきヴォルフは、それ以前の一七一三年にすでに『人間悟性の諸力および真理を認識するさいのその正しい使用に関する理性的考察』(Dt. Logik)を公刊し、その後一八八年に『神・世界・人間の魂・すべての事物一般に関する理性的考察』(Dt. Metaphysik)、二〇年に『人間の幸福促進のための人間の行動に関する理性的考察』(Dt. Moral)、そして二一年に『人間の社会生活とありわけ人類の幸福促進のための国家に関する理性的考察』(Dt. Politik)を出版している。

ヴォルフの講義はその明晰性と精密性のゆえに、学生の好評を得ていた。しかし二一年、ランゲ (J. Lange, 1670-1744) 教授の学長代理昇任の祝辞として、ヴォルフは『支那実践哲学論 (Oratio de Sinarum philosophia practica)』(後に一七二六年に出版)という演説を試み、儒教を賞賛した。これが、大学内の敬虔主義者たちの猛反発を受け、ついに二三年神学部の告発に基づき、当時のプロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム一世は、絞首刑をもって脅してヴォルフを国外追放処分とした。このいわゆる「ヴォルフ事件」については、たとえば、E. Zeller, "Wolff's

Vertreibung aus Halle. Der Kampf des Pietismus mit der Philosophie," *Id., Verträge und Abhandlungen* (2. Aufl.: Leipzig, 1875), I, 117-52; 五来欣造『儒教の独逸政治思想に及ぼせる影響』(早稲田大学出版部、一九二九年)、四七四—五二八頁など参照。

③ (一七二三年—四〇年) ハレを追放されたヴォルフは、ヘッセン＝カッセルのマールブルク大学で、数学と哲学の講義を担当することになった。ハレ追放事件をめぐっては二八〇冊以上の著作物が刊行され、啓蒙絶対主義の殉教者としてのかれの名声はヨーロッパ中に急激に広まった。かれはこれ以後主としてラテン語を用いて著述するようになる。この間の著作として重要なのは、存在者一般についての学問である本体論についての『科学的方法によって考察された第一哲学つまり本体論』(Ontologia)、および、人間行動のあらゆる区別およびすべての権利義務の諸原理をアプリアリに論証することを目的とする『科学的方法によって考察された普遍実践哲学』(PPI)である。ヴォルフは、新しい学問である普遍実践哲学を扱う後者の著作の第二部の献辞をプロイセン国王に献じている。また、『マールブルク閑暇録』(*Horae subsequiae Marburgenses*) (三巻、一七二九—三一年) および『哲学小篇全集』(*Gesammelte kleine philosophische Schriften*) (六巻、一七三六—四〇年) のなかには、自然法論・国家論・国際法論にとっても重要な論文がいくつ含まれている。一七三三年以降、フリードリヒ・ヴィルヘルム一世は再三ヴォルフを呼び戻すことを試みたが、実現することはついになかった。

④ (一七四〇年—五四年) ヴォルフの諸著作によって初めて当時の哲学を知るに至ったフリードリヒ大王は、即位後のもっとも重要な懸案として、ヴォルフの招聘を考えていた。ついに一七四〇年一月、ヴォルフは一七七年間離れていたハレ大学に、自然法・国際法・数学・物理学教授として凱旋することになった。以後、四三年には大学学長に就任、さらに四五年にはバイエルン侯から帝国直属男爵の爵位を得るに至り、その死の五四年まで優遇された地位にあった。もっとも大学ではあまり人気を得られず、講義の聴講者は少なかった。本文でも述べるように、実践哲学のうちの自然法論および国際法論については、このハレ時代に重要な著作群が刊行されている。第一が、第一巻はすでにマールブルク時代に出版され、以降ほぼ一年に一卷づつ出版されていた、『科学的方法によって考察された自然法』(N)。第二が、かれの国際法論の名著である、『科学的方法によって考察された国際法』(IG)。そして第三が、これら二つの著作の要約として執筆された、『自然法および国際法要論』(Institutiones) である。

ヴォルフの自伝としては、『クリスティアン・ヴォルフの自伝』(*Lebensbeschreibung*) がある。これは、一七三九年に出版されたバウマイスター (F. Ch. Baumeister) の『哲学者ヴォルフの生涯・諸事実・諸著作』を補うノートとしてヴォ

ルフが一七四〇年に執筆したが、一八四一年まで公表されなかったものである。また、ヴォルフ自身が自己の諸著作の分析を行なっているのが『自作案内』(Nachricht)である。ヴォルフの生涯については、W. Fraudentst, *Christian Wolff als Staatsdenker* (Berlin, 1927), S. 8-81 を詳細に参考となる。また、ヴォルフの諸著作の簡単な紹介については、M. Wundt, *Die deutsche Schulphilosophie im Zeitalter der Aufklärung* (Tübingen, 1945), S. 122-99 を参照する。ヴォルフの生涯および作品については、せきじやたよぶた' J. Ch. Gottsched, *Historische Lobschrift des weiland hoch = und wohlgebohrnen Herrn Christians, des H. R. R. Freyherrn von Wolf* (Halle, 1755); W. Schrader, Artikel "Christian Wolff," *Allgemeine Deutsche Biographie* (Leipzig, 1898), XLIX, 12-28 ; G. Namslau, *Rechtfertigung des States bei Christian Wolff* (Berlin, 1932), S. 15-25; O. Nippold, "Einleitung," JG [Classics], S. xviii-xxvii; M. Thomann, "Introduction," JG [G. W.], pp. vii-viii; H. Hof, "Christian Wolff," G. Kleinheyer & J. Schröder (Hrsg.), *Deutsche Juristen aus fünf Jahrhunderten. Eine biographische Einführung in die Rechtswissenschaft* (2. Aufl.; Heidelberg, 1983), S. 305-12 (ウ・タリントン・イヤール・ト・ンマンナー (小林孝輔監訳『タリントン法学者事典』(栄陽書房'一九八三年) 三三三—三〇頁) ; H.M. Bachmann, *Die naturrechtliche Staatslehre Christian Wolffs* (Berlin, 1977), S.32-51 を参照。

- (3) De notione, pp. 37-107. 記述はあたらずに、クーゲン (G. F. Hagen) の主要記述を参照した (Ch. Wolff, "Von dem Begriffe des Natur = Völker = und bürgerlichen Rechtes, nach Anleitung des 1sten Ges.§.3. und 9ten Gesetzes der Pandecten, von der Gerechtigkeit und dem Rechte," *Id., Gesammelte kleine philosophische Schriften* (Halle, 1737) [G. W., I. 21-3] (Hildesheim/New York, 1981), III, 499-594)。
  - (4) De Philosophia, pp. 425-78.
  - (5) Praefatio ad JBP.
  - (6) Ratio.
  - (7) Programma.
  - (8) 「チグロの哲学を扱う方法」(JG, Praefatio ; §.26)。
  - (9) ヴォルフは「論証 (Demonstration)」という言葉の尊厳が正しく認識されるべきだと主張したため、多くの人々がこれを侮蔑するのが不快であるが、「論証」こそが証明であるべきであると強調している (Dt. Logik, cap. 4. §.21)。
- Vgl. H. Lüthje, "Christian Wolffs Philosophiebegriff," *Kantstudien*, XXX (1925), S. 58f.

- (10) ほかに「たごえは」 「厳格な方法 (methodus accurata)」 (PPU, I, §.135n)。「科学的方法」という用語は、羅文著作群においてのみみられる。マールンに「はなは」の用語は「哲学的方法」と「数学的方法」の同一性を要求・主張するものであつた (H. W. Arndt, *Methodo scientifica pertractatum. Mos geometricus und Kalkülbegriff in der Philosophischen Theoriebildung des 17. und 18. Jahrhunderts* (Berlin/New York, 1971), S. 126)。
- (11) PPU, Praeloquium (p. 190). なお D. v. Stephanitz, *Exakte Wissenschaft und Recht. Der Einfluss von Naturwissenschaft und Mathematik auf Rechtsdenken und Rechtswissenschaft im zweieinhalb Jahrtausenden. Ein historischer Grundriß* (Berlin, 1970), S. 85 参照。
- (12) W. Röd, *Geometrischer Geist und Naturrecht. Methodengeschichtliche Untersuchungen zur Staatsphilosophie im 17. und 18. Jahrhundert* (München, 1970), S. 10-116 ; Stephanitz (Anm. 11), 59-83; Arndt (Anm. 10), 15-123; M. Herberger, Artikel "Mos geometricus, mos mathematicus", HRG, III (1978), S. 698-703; Stolleis (Anm. 1), 271-3.
- (13) Röd (Anm. 12), 151; Stephanitz (Anm. 11), 84. Vgl. J. Brückner, *Statistikwissenschaften, Kameralismus und Naturrecht. Ein Beitrag zur Geschichte der Politischen Wissenschaft im Deutschland des späten 17. und frühen 18. Jahrhunderts* (München, 1977), S. 211.
- (14) ヴォルフは「最初は三段論法をキルンハウスに倣ひ否定していた。しかしその後、ライプニッツとの交換書簡を通じて肯定に転じた」といわれる。もともとライプニッツ自身は「三段論法を積極的に認めていたわけではなかつた」。Vgl. Wundt (Anm. 2), 139-40; Stephanitz (Anm. 11), 85; Arndt (Anm. 10), 132-4; W. Lenders, *Die analytische Begriffs- und Urteilstheorie von G. W. Leibniz und Chr. Wolff* (Hildesheim, 1971), S. 134-7; Hof (Anm. 2), 306 (邦訳「三三三—四四四」); *Lebensbeschreibung*, S. 134-7 を参照。
- (15) JG, Praefatio. より具体的には、ヴォルフは『自作案内』において「かれの「数学的学問方法 (mathematische Lehr-Art)」が三つの原則からなるとする。第一が「まだ説明していない言葉は用いない。第二が「まだ証明していない命題は用いない。第三が「説明や命題を相互に関連せよ。そしてかれは「この方法が神学、法学においても有用であることを強調している (Nachricht, Kap. III, §§. 22, 25, 35-6)」。なお、ヴォルフの学問方法論としては「真理をすでに発見されたものと前提して推論を進める「解析的方法 (methodus analytica)」と「ある真理を他の真理から認識・証明する「総合的方法 (methodus synthetica)」という「当時盛んに議論された伝統的な区別がなされ「さらには「これら二つの方法を結合させた「混合的方法 (methodus mixta)」が打ち出されることがある——独文著作においては解析的方法が、

- 羅文著作においては総合的方法が、重きをなしている——。もっとも、初期の、哲学に関する諸著作、および、方法論についての主要な論述、のなかでは、こうした区別はなされておらず、一つの哲学的方法ないしは科学的方法、または数学的方法について語られているだけである。またヴォルフは、キケローの影響を受けたラムスなどの人文主義的論理学の伝統を受け継いで、すべての学問領域に通じる方法として、既知の認識を論証する「判断術 (ars iudicandi)」——「数学的方法」は元来このカテゴリーに属す——と、新しい認識の発見を企てる「発見術 (ars inveniendi)」の二つを区別することもある。このうち、発見術はさらに、観察や実験に基づいて未知の真理を発見する「アポステリオリな発見術」と、三段論法やその他の論理的な諸原則を用いて、もろもろの定義や命題を通じて未知の真理を発見する「アプリオリな発見術」の二つに区別されるが、そのうち後者の方が発見術の名に値する」とされる。これらの点については、Arndt (Anm. 10), 99-103, 122-47; H.-J. Engfer, “Zur Bedeutung Wolffs für die Methodendiskussion der deutschen Aufklärungsphilosophie. Analytische und synthetische Methode bei Wolff und beim vorkritischen Kant,” W. Schneiders (Hrsg.), *Christian Wolff 1679-1754. Interpretationen zu seiner Philosophie und deren Wirkung. Mit einer Bibliographie der Wolff-Literatur* (2. Aufl.; Hamburg, 1986), S. 53-6; C.-A. v. Peurssen, “Ars inveniendi im Rahmen der Metaphysik Christian Wolffs. Die Rolle der ars inveniendi,” *Ibid.*, 66-88 など参照。
- (16) H. Schärtl, *Die Zurechnungslehre Christian Wolffs* (Dissertation; München, 1970), S. 133.
- (17) 「ライプニッツの弟子、クリスティアン・ヴォルフは師の例に倣って、厳密な数学的方法により自然法に関する教科書『自然法』を書いた。最初の人であった。」(E. Cassier, *The Myth of the State* (New Haven/London, 1946), p. 166) また「ヴォルフはヴォルフにとって一生の間数学的方法が唯一の信頼できる基本的方法と思えた」と述べている (H. Thieme, “Die Zeit des späten Naturrechts,” *ZRG (GA)*, LVI (1936), S. 224)。なお、後注(28)参照。
- (18) C. I. Gerhardt (Hrsg.), *Briefwechsel zwischen Leibniz und Christian Wolff* (Halle, 1860; Ndr., Hildesheim, 1963), S. 23. など参照。
- (19) たとゞ ヴォルフ JG, §§. 4, 76n, 84n, 107n, 121n, 128n, 169n etc.
- (20) De notione, §. 26.
- (21) Praefatio ad JBP, (pp. 4, 8).
- (22) 前章第二節でも述べたように、ヴォルフは、ライプニッツの哲学上の弟子にあたるが、法・国家理論については、グロティウスとプーフエンデルフの影響をより強く受けているというのが一般的な見方である。Vgl. Rödl (Anm. 12), 6.

70-6.

- (23) Ratio, sec. II. cap. VIII, §. 2.  
 (24) Programma, p. xxvii; JG, Praefatio.  
 (25) JG, §. 26.  
 (26) JN, Prolegomena, §. 2n.

なお、プーフエンドルフは主意主義をとったが、ライプニッツはこれを批判する。もっとも、ライプニッツは全体として明確に主知主義をとっているとはいえない。これに対して、ヴォルフは明確に主知主義をとっている。Vgl. W. Schönfeld, *Die Grundlegung der Rechtswissenschaft* (Stuttgart/Köln, 1951), S. 344; H.-D. Engelkemper, *Recht und Staat bei Christian Wolff* (Dissertation; Würzburg, 1966), S. 70-1; A. Dufour, *Le mariage dans l'école allemande du droit naturel moderne au XVIII<sup>e</sup> siècle: Les sources philosophiques de la Scolastique aux Lumières—La doctrine* (Paris, 1972), p. 170f. また、初期啓蒙主義の人びとがヤコブ・トマジウス (Jakob Thomasius, クリスティアン・トマジウスの父) の直接の影響を受けて主意主義をとったのに対し、ヴォルフが主知主義をとったことについては、H. M. Wolff, *Die Weltanschauung der deutschen Aufklärung in geschichtlicher Entwicklung* (Bern, 1949), S. 111 参照。

- (27) Stephanitz (Anm. 11), 53.  
 (28) B. Stollberg-Rilinger, *Der Staat als Maschine. Zur politischen Metaphorik des absoluten Fürstenstaats* (Berlin, 1986), S. 89. なお、ヴォルフが数学的方法＝科学的方法を採用するに至った経緯、すなわち、ブレ斯拉ウのギムナジウム時代およびイエーナ時代にヴォルフが数学的方法を採用するにあたり影響を受けた人々——とりわけデカルト——について、詳細に検討したものと、H. J. de Vleschauer, "La genèse de la méthode mathématique de Wolff: Contribution à l'histoire des idées au XVIII<sup>e</sup> siècle," *Revue belge de philologie et d'histoire*, XI (1932). 及び、Nachricht, Kap. III; Röd (Anm. 12), 118-22 を参照。
- なお、ヴォルフ自身が数学的方法を十分なものと考えていなかったのではないかという指摘もあるし (Frauendienst (Anm. 2), 13)、また、ヴォルフの論理的方法のマイナス面として、「文体上の無味乾燥」と「もったいなかったペダントリー」を挙げる人もいる (T. Frängsmyr, *Wolffianismens genombrott Uppsala. Frihetsida universitetsfilosofi till 1700-talets mitt* (With an English Summary) (Stockholm, 1972), p. 217) など、留意する必要がある。むしろ、



Ch. Schröer, *Naturbegriff und Moralbegründung. Die Grundlegung der Ethik bei Christian Wolff und deren Kritik durch Immanuel Kant* (Stuttgart etc., 1988), S. 19-24 を参照。

- (29) ツェラーは、国際法論に関してはヴォルフは、おおむねゴットフリート・フンデルトに依存しており、ヴォルフ自身の、注目に値する独自性を見いだせなかつた (E. Zeller, *Geschichte der deutschen Philosophie seit Leibniz* (2. Aufl.; München, 1875), S. 219)。ホフマンの「メタモラルの意義」 (R. Hoffmann, *Die individuelle Rechtssphäre bei Thomasius und Leyser* (Leipzig, 1918), S. 18)。「メタモラル」は、判断の正当性を示す「メタ」本文で述べるところからして明らかである。

- (30) 自己および自己の状態のみを挙げるのは、Dt. Ethik, §. 19; PPU, I, §§. 152, 167 etc.; JN, I, §. 173; Institutiones, §. 43 などであり、他人（および他人の状態）を付け加えているのは、Dt. Ethik, §. 12; De notione, §. 26 などである。これは一見矛盾とも解される。しかし、他人の完全性は、それ自体として自己の完全性にとって必要なことであり、したがって、自己の完全性の一部をなすと考えれば、矛盾はしつぷらなく捉えることができる。これらについては、R. Hoffmann, *Die staatsphilosophischen Anschauungen Fr. Chr. Wolffs mit besonderer Berücksichtigung seiner naturrechtlichen Theorien* (Leipzig, 1916), S. 11-4; Bachmann (Anm. 2), 85-9 参照。

(31) Dt. Ethik, §§. 12, 19; De notione, §. 26; PPU, I, §. 152; Institutiones, §. 43 etc.

(32) Dt. Ethik, §. 44; PPU, I, §. 374; Institutiones, §. 118. 以下については、Bachmann (Anm. 2), 78-93 参照。

- (33) 「完全性の原理」がヴォルフの実践哲学全体の基礎であることは、たゞ、Engelkemper (Anm. 26), 61-4; Bachmann (Anm. 2), 78-89 など参照。

なお、この完全性の概念はヴォルフにおいては二重に捉えられる。すなわち、完全性とは、一方で、あらゆる事物の自然や本性との合致する状態のことであり (PPU, I, §§. 122-30, 135)、他方で、時計や眼の比喩としては語られるように、一者の中における多の統一を意味する (Dt. Metaphysik, §. 152; Ontologia, §. 503; Institutiones, §. 9)。「二重性」および「それがもつ意味」については、M. Riedel, *Metaphysik und Metapolitik. Studien zu Aristoteles und zur politischen Sprache der neuzeitlichen Philosophie* (Frankfurt/M., 1975), insb. S. 242ff.; 村上淳「近代法体系の形成と『所有権』」『法学協会雑誌』九三卷二号（一九七六年）、一九四—九頁参照。なお、Schröer (Anm. 28), 16 を参照。

- (34) この論文の詳細な分析は、柳原正治「ユース・ゲンティウム概念の変遷——ヴォルフの一七二九年論文を中心として——

— 『国際法外交雑誌』 八八卷二号 (一九八九年) をみよ。

- (35) De notione, §§. 1, 3, 5, 6.
- (36) De notione, §§. 12, 17, 20, 26.
- (37) De notione, §§. 7, 8, 10, 26.
- (38) De notione, §. 26.
- (39) De notione, §. 25.
- (40) De Philosophia, §. 4.
- (41) Ratio, sec. II. cap. VIII, §. 9.
- (42) Vgl. D. 1. 1. 6 (Ulpianus).
- (43) JG, Praefatio; §. 4.
- (44) M. Merle, "Le 'Droit de la nature et des gens', *Mélanges offerts à Jean Brethe de la Gressaye* (Bordeaux, 1967), p. 542.
- (45) JG, §. 4. ヴォルフはこの法が、その起源に着目するときには「自然国際法」とよばれ、その拘束力に着目するときには「必然的国際法 (jus gentium necessarium)」とよばれるとしている (JG, Praefatio)。つまり両者はまったく同一の法である。
- (46) この点については、次章で詳しく論じる。
- (47) JG, §§. 22-5.
- (48) JG, §. 1. なお、ヴォルフ全集版 (一七四九年版) では "scientiarum" となっているが、カーネギーの叢書版 (一七六四年版) の "scientiam" に従う。一七四九年版には明らかに誤植とみられる箇所が相当数あり、それらはほぼ一七六四年版では訂正されている。本論文では基本的には、修正版である後者の版に従っている。
- (49) PPU, I, §§. 141-6, 158-162; JN, I, Prolegomena, §. 1.
- (50) Vgl. Namslau (Ann. 2), 18.
- (51) 「権利は受動的義務から生まれる。」「義務は権利に先行する、すなわち、ある権利が考えられうる前に、ある義務が設定されていなければならない。」(JN, I, §§. 23-4) Riedel (Ann. 33), 248; 村上淳『近代法の形成』(岩波書店、一九七九年)、一五八—九、一六三頁参照。なおヴォルフは、権利・義務についてかなり複雑な分類を行なっているが、それに

いては次章で詳細に取り上げることしたい。

- (52) JG, Praefatio: §. 2.
- (53) 自然法上の権利 (jus naturae seu naturale) は、自然法 (lex naturalis) によって人間に帰属する権利と定義される (PPU, I, §. 160)。なおヴォルフは、『自然法』のプロレグメナにおいて、Jus Naturae は自然法上の権利義務に関する知識 (jus naturale (jura naturalia)) は自然法上の権利 (lex naturae (leges naturae), lex naturalis (leges naturales)) は自然法、をそれぞれ指す、としているように捉えられる (JN, Prolegomena, §§. 1, In, 3 etc.)。しかしながら、この区別はかならずしもヴォルフの他の著作群では守られているわけではない。たとえば、『要論』においては、lex naturae は一般に Jus naturae とよばれるとされている (Institutiones, §. 39. 他の例として、PPU, I, §. 160 参照)。こうした Jus naturae の二義性は、Jus gentium のユース・ゲンティウム jus gentium (厳密には Jus Gentium と大文字になっている) にも妥当する。すなわち、ユース・ゲンティウムは、諸国家が相互に有し合う権利、および、それに対応する諸義務に関する知識、と定義される一方で (JG, §. 1)、すぐに本文で述べるように、諸国家に適用された自然法と同一視されている (JG, §. 3)。このように、ユース・ゲンティウムも、Jus naturae と同様に二義的に捉えられる。
- (54) JN, I, §. 126. ヴォルフはこのことを三段論法によって説明する。自然状態とは自然法上の諸権利 (と諸義務) により決定される状態なので (JN, I, §. 124)、自然状態において人間は、自然法上の権利しか有していない (JN, I, §. 125)。ところで自然法上の権利とは、自然法によって人間に帰属するものである (PPU, I, §. 160)。したがって、自然状態において人間は、自然法によってのみ支配される、ということになる (JN, I, §. 126)。
- (55) JG, §. 3.
- (56) JG, §. 3n.
- (57) JG, Praefatio.
- (58) 「人間は、ある権利義務の主体と捉えられるかぎりにおいて、倫理的人格である。」 (Institutiones, §. 96)
- (59) JN, I, §§. 70, 70n. なお、Vgl. JN, I, §. 123n.
- (60) 権利能力をめぐる議論については、Bachmann (Anm. 2), 195-202 参照。
- (61) JN, VIII, §. 576.
- (62) 「個々の自由な人格 (personae singulares liberae)」としての国家 (JN, VIII, §. 54; JG, §. 2)。「人格 (Person)」としての国家 (Dt. Politik, §§. 220, 451, 497)。「社会 (societas) もまた、「人格 (persona)」と捉えられる (JN, VII, §.

161; Institutiones, §. 850)。

なお、こうした国家の人格を対外関係についてのみ認め、対内関係は<sup>キートン・カヤ</sup>上と臣民との関係にすぎない、というのが長年の通説であった (O. v. Gierke, *Das deutsche Genossenschaftsrecht* (Berlin, 1913), IV, 427; R.Höhn, *Der individualistische Staatsbegriff und die juristische Staatsperson* (Berlin, 1935), S. 171-2; U. Häfelin, *Die Rechtspersönlichkeit des States* (Tübingen, 1959), S. 43-4)。<sup>1</sup>これに対して、近時有力な反論が提示されるようになってきている。すなわち、対内関係においても国家の人格を認め、その点でプーフェンドルフを凌駕しているという説である (Engelkemper (Anm. 26), 174-5; Bachmann (Anm. 2), 154-8. Vgl. G. Gmach, *Staat und Kirche bei Christian Wolff* (Dissertation; München, 1975), S. 152)。<sup>2</sup>この問題は、国家主権と機関主権 = 支配者主権との区別がヴォルフにみられるか、いいかえれば、主権が帰属することになる抽象的な国家人格がヴォルフにみられるか、という論点と密接に関連する。次節参照。

(63) 「・・・(国家は)合意によって倫理的な人格となる。」(JG, §. 3n)

(64) たしかにヴォルフは、国家の支配者を魂とし、全体としての臣民 (subditi universi) を肉体とする、一個の人間のごとき国家像を展開し、こうした人体 (corpus humanum) との「類似 (analogia)」を創造力のたわむれとみなしてはならない、とすることがある (JG, §. 30n. Vgl. 「われわれは国家を、複合的な存在者 (ens compositum) のごとくみなすことができる・・・」(JG, §. 29n)。<sup>3</sup>なおヴォルフは、人体をも「複合的な存在者」であるとしている (Ontologia, §. 531n. 「複合的な存在者」については、*Ontologia*, §. 531 et seq. 参照)。<sup>4</sup>ただ、このような、物理的人間に対応するよ<sup>5</sup>うな「物理的國家」は、社会契約の締結以前から存在するわけではけっしてない。社会契約によって成立する、倫理的な人格としての國家を、人体との類似から、「物理的國家」と捉えることも不可能ではないというにすぎない。

(65) JG, §. 3n.

(66) JG, §. 28n.

(67) 「國家への結合は、いわば國家の生命のようなものである。」(JG, §. 33n)

(68) JG, §. 28.

(69) Vgl. JG, §. 28n. ヴォルフは、この他の例としては、他の不正に対して自己を防衛する権利を挙げている。その権利は、人間の場合には「本性」によって帰属するのに対して、國家の場合には、自然法によって帰属する。また、自己防衛の方法も両者では異なっている (JG, §. 3n. Vgl. JG, §. 273)。<sup>6</sup>

(70) グロテュウス以降の国際法学者をどのように位置づけるかに関して、伝統的な学説は、グロテュウスを基点として、これの「国際法」理論に含まれていた自然法的要素と実定法的要素がそれぞれの方向に発展させられて、三つの分派、すなわち、「自然法学派 (Naturalists)」、「実定法学派 (Positivists)」、「グロテュウス学派 (Grotians)」に分かれたとする。自然法学派とは、グロテュウス自身よりも自然法に一層重点を置く学者たちのことであり、さらに厳密には、慣習や条約の結果としてであれ何であれ、いっさいの実定国際法の存在を否定し、国際法はすべて自然法の一部にほかならないとする学者たちのことである。代表的な学者としては、プーフエンドルフ、トマジウス、バルベイラックなどが挙げられる。実定法学派とは、慣習や条約の結果としての実定国際法の存在を擁護するのみならず、それが自然国際法よりも重要であると考えた学者たちのことである。ラッヘル、テクストール、バインケルスフック、モーザー、マルテンスなどがそれである。最後に、グロテュウス学派とは、自然法学派と実定法学派の中間に位置し、実定国際法または意思国際法を、自然国際法と同じ重要性を有すると考える学者たち、たとえば、ヴォルフ、ヴァッテルなどを指す。この説は、二〇世紀初頭の代表的国際法学者、オッペンハイムやフェンウィックなどが主張したこともあって、通説の地位を獲得していたといわれる (L. Oppenheim, *International Law: A Treatise* (8th ed. by H. Lauterpacht; London, 1955), pp. 94-9; C. G. Fenwick, *International Law* (3rd ed.; New York, 1948), pp. 53-7. なお、田畑茂二郎『国際法』(第二版、岩波書店、一九六六年)、一九九頁参照)。

しかし、この説に対しては、最近批判的な論文が多い。大別すれば、批判はつぎの三つとなる。第一の批判は、三つの派はそれぞれ力点の差があるにすぎず、三つに厳格に分類するのは困難である、ということである (H. Lauterpacht, "The Law of Nations, the Law of Nature and the Right of Man," *Transactions of the Grotian Society*, XXIX (1944), p. 22)。第二の批判は、こうした分類は多かれ少なかれ形式的であり、同一の名辞を用いながらもその内実は異なることがあるのを看過してはならない、ということである (H. B. Jacobini, *A Study of the Philosophy of International Law as Seen in Works of Latin American Writers* (The Hague, 1954), p. 12; P. P. Remec, *The Position of the Individual in International Law according to Grotius and Vattel* (The Hague, 1960), p. 53; 田畑・前掲書、三〇頁)。第三の批判は、自然法学派と実定法学派の区別は認めつつも、自然法学派とグロテュウス学派との区別は意味がなくなるとする (E. D. Dickinson, "The Changing Concepts and the Doctrine of Incorporation," *AJIL*, XXVI (1932), p. 250; A. Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations* (2nd ed.; New York, 1954), p. 135; J. G. Starke, "The Influence of Grotius upon the Development of International Law in the Eighteenth Century," C. H.

Alexandrowicz (ed.), *Grotian Society Papers 1972* (The Hague, 1972), pp. 169-71)。

以上のような三つの厳しい批判がなされていることからして、現在さきの説はもはや通説の地位を保っているとはいえない状況にある。筆者自身も、以下の理由からしてこの説は維持しがたいと考える。まず、すでに前章で述べたように、プーフエンデルフら、自然法と異なる独自の実定的なユース・ゲンティウムは認められないとした、一群の学者たちを「自然法学派」と一括りにすることは可能である。しかしながら、実定的なユース・ゲンティウムの存在を認め、一群の学者たちを「(初期)実証主義者」と呼ぶのは妥当とは言いがたい(詳しくは、前章第三節をみよ)。また、その後本文で述べるように、グロテュウスといわゆる「グロテュウス学派」とでは、自然法、意思国際法ひいては慣習国際法の捉え方が明らかに異なっている。以上の二点だけからしてもすでに、さきの説は妥当しないと考えられる。

- (71) JG, Praefatio. Vgl. JG, §. 793n.
- (72) Ratio, sec. II. cap. VIII, §. 9.
- (73) JG, §. 25. なお、同意の種類については JN, VIII, §. 196; Institutiones, §. 27; PPU, I, §. 658 *et seq.* の「普遍実践哲学」のなかには、「想定された同意」はみられない。また、「想定された同意」が真の同意ではないとされることがある (Institutiones, §. 30) ことには注意する必要がある。
- (74) 多数国間条約については、たとえば JG, §. 451 に言及がみられる。
- (75) JG, §. 369.
- (76) JG, §. 913.
- (77) JG, §. 977 *etc.*
- (78) そのほかにも、戦時同盟 (*foedera belli*) (JG, §. 655) 、中立条約 (*foedus neutralitatis*) (JG, §. 673) などがある。
- (79) JG, Praefatio.
- (80) ヴォルフは『国際法』におけるこの原則を再三引用する (JG, §§. 765, 835n, 869, 915, 930, 935, 952, 1015, 1018, 1063 *etc.*)。
- (81) この間の事情については、たとえば、小川浩三「普遍法学における *causa* 論の一考察」『法学協会雑誌』九六巻六号(一九七九年)七二三-七四四頁参照。なお、ヴォルフ自身がこのことを説明している箇所がある (JN, III, §. 789n)。
- (82) JBP, *Prolegomena*, 15; III, xix, 2(2) *etc.*
- (83) JNG, III, iv, 2.

- (84) JN, III, §. 789. Vgl. JG, §. 799.
- (85) JN, III, §. 361.
- (86) JN, III, §. 362.
- (87) JN, III, §. 431.
- (88) JN, III, §. 788.
- (89) JN, III, §. 363n.
- (90) このようにパクトゥム pactum の拘束力を認める以上、ローマ法上のコントラクトゥス contractus (契約)とパクトゥムの区別には意味がないことになり、ヴォルフもまた、自然法によれば、コントラクトゥスはパクトゥムと異ならないと明言する (JN, III, §. 794)。また、この点は、グロティウスやプーフフェンドルフとは異なる、とヴォルフ自身が述べている (JN, III, §. 794n)。
- (91) JG, §. 23n. なお、この一節にも注意せよ。「そこで、われわれが述べた意思国際法によっても、永盟条約が神聖とみなされるべきことは明らかである。」(JG, §. 547n)
- (92) JG, §. 23.
- (93) 「協定国際法についてわれわれが述べたのと同様のことが、慣習国際法に維持されるべきである。」(JG, §. 24n)
- (94) JN, III, §. 791.
- (95) 慣習国際法を「黙示の条約 (tacit treaty)」とみなす考え方については、たとえば、A. A. D'Amato, "Treaties as a Source of General Rules of International Law," *Harvard International Law Journal*, III (1962), pp. 17-9 参照。
- (96) JG, §. 24.
- (97) JG, §. 558.
- (98) 「許容された」とは、命令されたり、禁止されたりしていないこと、「禁止された」とは、なさないように義務づけられてらることを指す (PPU, I, §. 170)。詳しくは、本章第三節参照。
- (99) JG, §. 1045n.
- (100) JG, §. 787n.
- (101) ヴォルフは、他人の不完全な権利に反することを「不法」と言い、他人の完全な権利に反する「不正 (injustum)」とは区別する (PPU, I, §. 239)。

- (102) JG, §. 956n.
- (103) JG, §. 906n.
- (104) 作爲の不可罰性 (impunitas agendi) を与えるにすぎない、という点については、本章第四節参照。
- (105) Vgl. JG, Praefatio.
- (106) JG, §. 793. 『JG, §. 537 参照』
- (107) JG, §§. 23-4.
- (108) JG, §. 1066n.
- (109) JG, §. 1046n.
- (110) Institutiones, §. 1239. 『國際法』に於いては、慣習國際法は自然法の (JG, §. 1048)。
- (111) JG, §. 1055; Institutiones, §. 1242.
- (112) JG, §. 1059; Institutiones, §. 1243.
- (113) JG, §. 23n.
- (114) JG, §. 26.
- (115) K. Prigge, *Christian Wolffs Lehre von der civitas maxima gentium* (Dissertation; Göttingen, 1953), S. 54-6; W. Dzialas, *Christian Wolffs Völkerrechtstheorie. Herkunft und Wirkung* (Dissertation; Erlangen, 1956), S. 15.
- (116) JNG; Ch. Thomasiaus, *Fundamenta juris naturae et gentium ex sensu communi deducta* (ed. 4.; Halle/Leipzig, 1718; Ndr., Aalen, 1963) プーフエンゲルフおよびトマシウスについては、前章第三節参照。
- (117) ヴォルフは、『自然法』第八巻の序文において、國際法論は「別の著作」で扱うと明言している (JN, VIII, Praefatio)。  
本文で述べたことからしても、『國際法』を『自然法』の第九巻と捉えるのは誤りである。Vgl. Dzialas (Anm. 115), 8.

(未完)